

(様式9)

移動等円滑化基準チェック表

根拠法令		設 備 基 準		チ ェ ック	審 査	
特 定 路 外 バ リ ア フ リ ー 新 法 関 係	基準省令 第2条	車いす用駐車スペースを駐車場の規模に応じて必要数設けているか ・駐車施設の数 が 200 台以下の場合…駐車施設の数×2%以上 ・駐車施設の数 が 200 台超の場合…駐車施設の数×1%+2 以上				
		幅は、3.5m 以上あるか				
		車いす使用者駐車施設表示をすること				
	基準省令 第3条	移 動	長さが出来るだけ短くなる位置に設けること			
			道又は、公園、広場その他の空き地までの経路のうち1以上を移動円滑化経路とする			
		円 滑 化	経路上に段を設けないこと(傾斜路を併設する場合を除く)			
			出入口の幅は、80cm以上			
			通路幅は、1.2m 以上、50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること			
		経 路	傾斜路の幅は、段に代わるものは1.2m 以上、段に併設するものは、90cm以上			
			傾斜路の勾配は、1/12を超えないこと (高さが16cm以下のものは1/8)			
		傾斜路の高さが75cmを超えるものは、(勾配が1/20を超えるものに限る)は、高さが75cm以内ごとに踏幅が1.5m 以上の踊場を設けること。				
		傾斜路の勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える場合、手すりを設けること				